

赤い羽根共同募金 地域配分申請のご案内

申請期間

令和7年9月1日(月)～11月28日(金)

前橋市内の民間福祉活動を応援します！

赤い羽根募金でお馴染みの共同募金。この共同募金は市民の皆様の貴重な浄財が財源です。共同募金を希望する法人・団体は所定の申請書を下記窓口へご提出ください。なお、申請のご相談も隨時受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

事業経費配分

【配分対象法人・団体】

地域共生社会の実現に向けて活動する特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、任意団体（法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体）、その他本会が必要と認める法人・団体

※ただし前橋市内に活動拠点を有し、主に前橋市内で活動するもの

【配分対象事業】

- 公的制度では対応できない福祉サービスを、地域住民の理解と協力を得ながら実施する事業
- 施設の機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業
- 地域住民や福祉関係者などを対象とした各種啓発、講演、研修等の事業
- 地域福祉の課題を解決すべく関係団体と連携して行う事業

【配分上限額】

50万円（千円単位）

【対象外経費】

- 組織の運営管理費
- 備品購入単発の申請

※全体経費の2分の1以内であれば申請可

運営費配分

【配分対象法人・団体】

地域共生社会の実現に向けて活動する特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、任意団体、その他本会が必要と認める法人・団体

※ただし前橋市内に活動拠点を有し、主に前橋市内で活動するもの

【配分上限額】

5万円（千円単位）

【対象外経費】

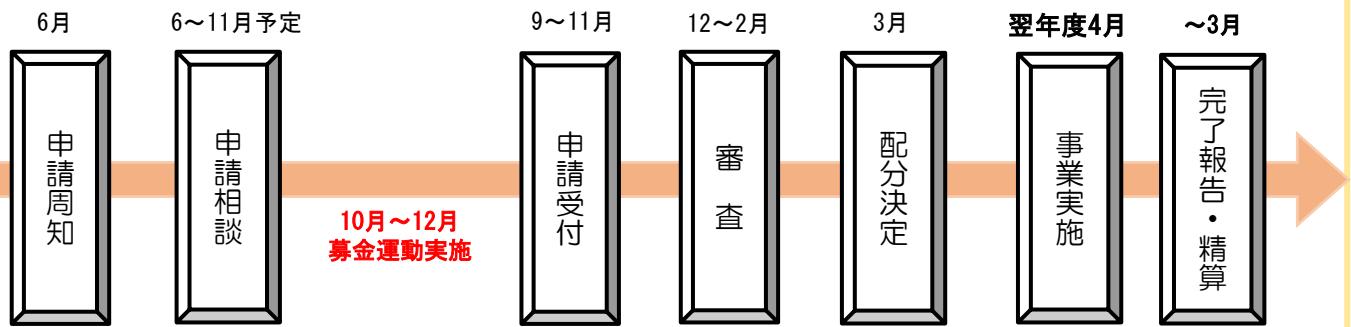
- 他団体又は下部組織への助成や会員・構成員等同士の親睦のみを目的とした団体等の活動費

・原則、同一申請法人、団体が同一年度に事業経費配分および運営費配分の申請書を提出できません

・県共募の広域配分と同一年度に、同一事業では申請できません（ただし、「使いみちを選べる募金」を除く）



申請から配分まで（事業実施は申請年度の翌年度です。）



※申請受付後、ヒアリング調査及び現地調査を行い、運営委員会で審査します。

この配分では、地域福祉活動計画に沿った事業など、前橋市域内全体を見渡しながら二段階に応じて実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。

配分対象事業の例



- ・感染症予防講座開催費用
- ・高次脳機能障がい者と家族への支援活動費用
- ・高齢者のためのオンラインコミュニティ事業
- ・子ども食堂活動費用
- ・前橋市民基礎体力等測定事業
- ・親権を持たない親と子どもの面会交流
- ・ひとり親家庭等の子どもの居場所事業
- ・生きづらさを抱える女性専用電話相談
- ・中学生向け個別学習支援事業の購入費用
- ・聴覚障害者に関する啓発活動用機材の購入費用

★申請書等のダウンロードは

前橋市社協



を検索！



寄付・会費

> 前橋市共同募金委員会

> 地域配分について



申請期間

令和7年9月1日(月)～11月28日(金)

締め切り日までに窓口に提出

申請受付・お問合せ先：前橋市共同募金委員会 申請担当まで
(前橋市社会福祉協議会ボランティアセンター内)

〒371-0017 前橋市日吉町二丁目17-10
TEL027-232-3848 FAX027-231-6111
メール m-vc2323848@mae-shakyo.or.jp

